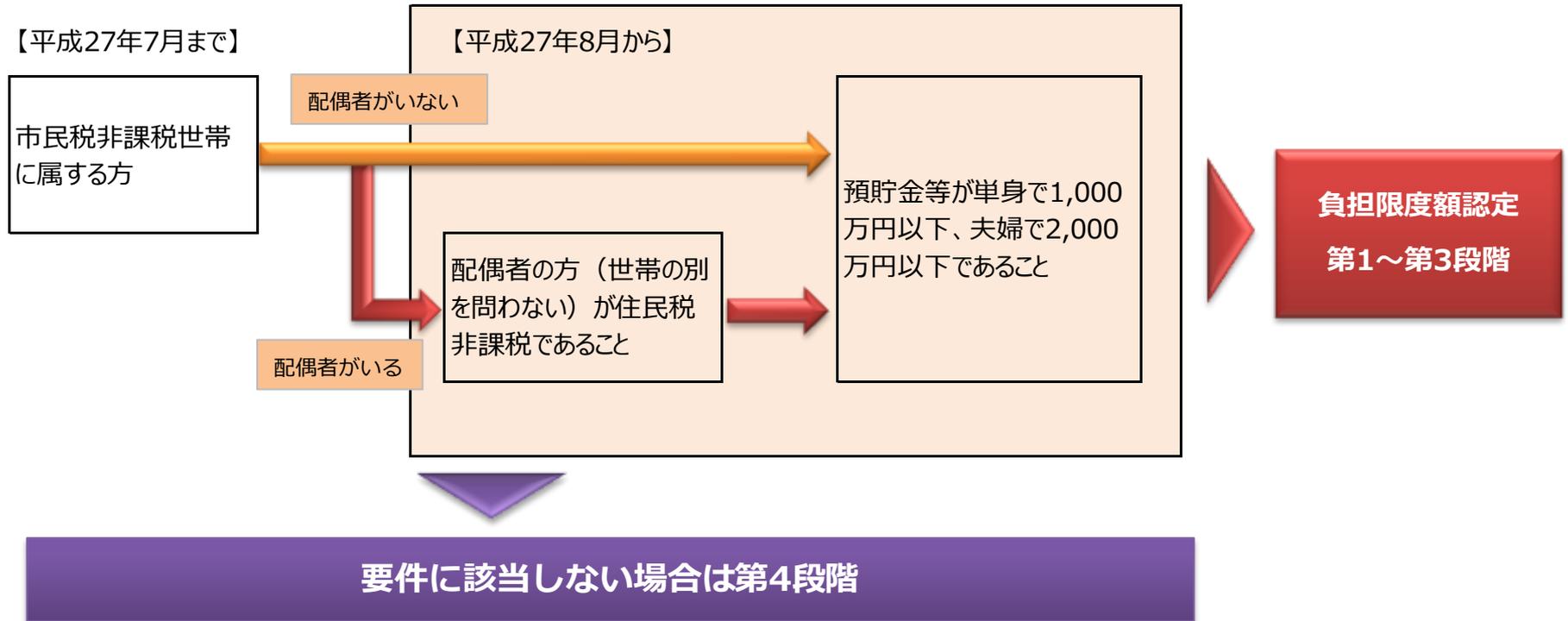


負担限度額の適用要件厳格化



負担限度額の適用要件厳格化

居住費・食費の負担限度額（日額）

利用者負担段階	利用者負担段階の基準 （※1）	居住費					食費
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室 （特養）	従来型個室 （老健・療養）	多床室	
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税または生活保護受給者	820円	490円	320円	490円	0円	300円
第2段階	市民税世帯非課税者で、合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額 の合計が80万円以下の方	820円	490円	420円	490円	370円	390円
		非課税年金：遺族年金・障害年金 ※弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。					
第3段階	市民税世帯非課税者で、第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650円
基準費用額		1,970円	1,640円	1,150円	1,640円	370円 （※2）	1,380円
第4段階	平成28年8月より新設						
		施設との契約額（負担限度額無し）					

※2 平成27年8月から多床室（特養等）は840円となります。

※1 対象サービス…介護保険3施設（特養、老健、療養型）、地域密着型特養、ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）

補足2